アレルギー疾患対策について

1 背景

- わが国では、乳幼児から高齢者まで、国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患に罹患。
- アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を 不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院により、長期に わたり生活の質を著しく損なうことがある。
- アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が 増悪することにより、致命的な転帰をたどる例もある。
- 近年の医療進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきているが、全ての患者がその 恩恵を受けているわけではないという現状が指摘されており、診療・管理 ガイドラインにのっとった医療のさらなる普及が望まれている。

2 アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行)

(1) 法制定の趣旨

アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、

- ① アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、
- ② 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、
- ③ 並びに「アレルギー疾患対策の推進に関する指針」の策定等を定め、
- ④ アレルギー疾患対策の基本となる事項について定める。

(2) 対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなど

※上記6疾患以外は、必要に応じて政令で定めるとされているが、現状では、政令は定められていない。

(3)基本理念

- 1) アレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により、生活環境の 改善を図ること。
- 2) アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく 科学的な知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるようにすること。
- 3) アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、 アレルギーにかかった場合には、その状態等に応じ、生活の質の向上の ための支援を受けることができるよう体制の整備がなされること。
- 4) アレルギー疾患に関する研究を推進し、その成果を普及・活用・進展させること。

(4)基本的施策に関する事項

- 1) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減
 - ① 知識の普及等
 - ア) 生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響
 - イ) 学校教育、社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関する必要 な事項
 - ウ)重症化の予防、症状の軽減に係る国民の認識
 - ② 生活環境の改善

大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善など

2) アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

- ① 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- ② 医療機関の整備等
 - ア)専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備
 - イ)専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関とその他の 医療機関等との連携協力体制の整備

3) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

- ① 医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健 師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成
- ② アレルギー疾患を有する者に対し、アレルギー疾患医療を適切に提供するための学校、職場、医療機関等との連携協力体制の確保
- ③ 学校の教員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、 福祉的又は教育的援助に関する研修の機会の確保
- ④ アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する相談体制の整備
- ⑤ アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育の推進その他のアレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のために必要な施策

4) 研究の推進等

- ① 疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、その成果が活用される ために必要な施策
- ② 治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策

5) 地方公共団体が行う基本的施策

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、上記の 1)から3)までに定める施策を講じるように努めなければならない。

3 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成 29 年 3 月 21 日告示)

(1)目的

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状とアレルギー疾患が生活環境の多様で複合的な要因により発生し、重症化することに 鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、総合的にアレルギー疾 患対策を推進する。

(2) 指針の主な事項

① アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、

- 生活環境の改善、
- ・居住地域に関わらない科学的知見に基づくアレルギー疾患医療の提供 体制の整備、
- ・適正な情報の入手、
- 生活の質の維持向上を支援するための体制整備、
- ・研究の推進や研究等の成果の普及、活用、発展

といったアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

② アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の 予防のための施策に関する事項

- ・生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響についての啓発と知識の普及、 重症化の予防と症状の軽減に関する教育や啓発
- ・アレルギー疾患の重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境の改善 を図るための措置

③ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・関係学会と連携した医師、薬剤師、看護師等、アレルギー疾患医療に係る専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成
- ・居住地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関を整備



「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」 (平成29年7月28日厚生労働省健康局長通知)

④ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

・重症化の予防と症状の軽減のための、疫学研究、基礎研究、臨床研究の 促進及びこれらの成果が活用されるための施策 ・医薬品、医療機器等の治験が迅速かつ確実に行われるための環境整備。

⑤ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持、向上のための施策、
- ・地方公共団体が行う基本的施策、
- ・災害時の対応、
- ・必要な財政措置の実施と予算効率化・重点化、
- ・アレルギー対策基本指針の見直し及び定期報告

(3) 法令根拠

アレルギー疾患対策基本法 第 11 条第 1 項 「厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定しなければならない。」

4 アレルギー疾患対策における本県の主な取組み

(1)アレルギーに関する研修会

〇「食物アレルギー・アナフィラキシー研修会」

期日:平成31年1月18日予定

主催:教育庁体育スポーツ健康課

対象:国公私立学校の管理職・教職員、指導主事等

〇「アレルギー講習会」

期日: (平成30年8月24日実施)

主催:教育庁体育スポーツ健康課、日本学校保健会

対象:国公私立学校の管理職、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、指

導主事等

〇「福岡県保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)」

期日: 平成 30 年 10、11、12、平成 31 年 1、2 月実施予定)

主催:福祉労働部子育て支援課

対象:認可保育施設等の保育従事者

〇「福岡県届出保育施設従事者研修会(アレルギーへの対応)」

期日: 平成30年10月11日、19日

主催:福祉労働部子育て支援課

対象:届出保育施設等の保育従事者(施設長を含む)

(2) アレルギーに関するマニュアル

○食物アレルギー緊急時対応マニュアル

策定:体育スポーツ健康課

内容:対応の手順、施設内の役割分担、緊急性の判断と対応、エピペンの使い 方、救急要請のポイント、心肺蘇生と AED の手順、症状チェックシート

(3) アレルギーに関する情報提供

〇県ホームページに掲載

策定:がん感染症疾病対策課

内容:以下とリンク

- ・日本アレルギー学会「アレルギーポータル」
- ・厚生労働省「リウマチ・アレルギー対策」
- ・環境省「花粉情報サイト」
- ·福岡県医師会「花粉情報」
- ※ 今後、専門医による講演会の案内、専門医・医療機関の情報、各種マニュアルを掲載し、充実させる予定。
- 〇福岡県花粉情報システム事業

福岡県医師会が実施する県民への花粉の飛散情報を提供している事業に対し補助。